

「女性活躍実践支援業務」企画提案公募要領

1 趣旨

この要領は、「女性活躍実践支援業務」を委託する事業者を選考するための企画提案公募について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 委託業務内容

別添「女性活躍実践支援業務」委託仕様書（案）のとおり。

(2) 委託期間

委託契約締結の日から令和2年3月19日（木）まで

(3) 委託金額

2,846千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 委託業務を的確に遂行できる能力を有する民間企業、NPO法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人等であること。
- (2) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党等を推薦、支持若しくは反対する目的の団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体や個人でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (5) 企業等に対する女性活躍推進や働き方改革等の実践支援を企画し、実施した実績があること。

4 応募方法

(1) 提出書類

- ①参加表明書（様式1）
- ②企画提案書（様式任意）
- ③経費積算書（様式任意：具体の項目や金額がわかるもの）
- ④応募者の概要がわかる資料（会社案内等）
- ⑤商業登記簿謄本の写し
- ⑥財務諸表等直近の経営状況を確認できるもの

(2) 提出期限等

- ①提出期限 参加表明書：令和元年5月20日（月）17時必着
その他の書類（企画提案書等）：令和元年5月31日（金）17時必着
- ②提出場所 〒030-8570 青森市長島1-1-1
青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課 男女共同参画グループ
- ③提出部数 参加表明書については1部
その他の書類については5部（正本1部、副本4部）
- ④提出方法 持参又は郵送によること。
持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く9時から17時までとする。

(3) 応募に際しての留意事項

- ①企画提案書等の作成及び提出等に必要な経費は、応募者の負担とする。

- ②提出された企画提案書等は返却しない。
- ③企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ④企画提案書等の内容について、必要に応じ関係機関に照会する場合がある。
- ⑤提出された書類は、原則として県の情報公開の対象文書となる。

5 企画提案書の内容

企画提案書には、次の事項を記載すること。

- (1) 事業実施に当たっての基本的な考え方
企業等における女性活躍の現状及び課題を踏まえ、本事業にどのような考え方をもって臨むのかについて記載すること。
- (2) 事業実施体制
本事業の実施に当たっての体制、役割等について具体的に記載すること。
- (3) これまでの実績
これまで実施した、企業等に対する女性活躍推進や働き方改革等の実践支援の内容を具体的に記載すること。
- (4) 事業スケジュール
事業開始から終了までのスケジュールを記載すること。
- (5) 女性活躍実践の手引きの内容
作成する女性活躍実践の手引きの内容について、独自のアイデアや工夫した点を明らかにして記載すること。
- (6) モデル企業での実践支援の方法
モデル企業での実践支援の方法について、独自のアイデアや工夫した点を明らかにして記載すること。

6 企画提案に関する質問

- (1) 質問受付期間
令和元年5月10日(金)から令和元年5月20日(月)17時までの間、企画提案募集に関する質問を受け付ける。(審査に関する質問を除く。)
- (2) 質問方法
質問書(様式2)に必要事項を記載の上、下記「11 問い合わせ先・応募窓口」あてに、FAX又は電子メールで送付すること。(必要事項が記載されていれば、様式2によらなくても可とする。)
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、質問書を提出した者あてにFAX又は電子メールで送付するほか、県のホームページに掲載する。

7 審査の方法

- (1) 審査方法
提出された企画提案書等により書面審査を実施し、もっとも優れた企画提案を行った者を委託先候補者とする。なお、審査に当たり、企画提案書等の内容について、補足説明を求める場合がある。
- (2) 審査基準
審査項目は、次のとおりとする。
 - ①事業目的との整合性
 - ・本事業の目的が的確に理解され、業務全体の企画趣旨が適切で、実現可能なものとなっているか。

②業務の遂行能力

- ・本事業を実施する上での人員や組織体制が整っているか。また、過去に本業務に類似した事業を実施した実績があるなど、事業遂行能力があるか。

③事業の実施内容（女性活躍実践の手引き作成）

- ・女性活躍推進の取組を進めて行く企業等にとって、わかりやすく効果的な内容となっているか。

④事業の実施内容（モデル企業での女性活躍推進実践支援）

- ・女性活躍の推進が効果的に図られるような具体的な内容となっているか。

⑤経費積算書

- ・事業の実施に必要な経費が、適切に積算されているか。

8 選考結果の通知と委託契約の締結

(1) 選考結果の通知

選考結果は、文書により通知する。

(2) 委託契約の締結

委託契約は、委託先候補者と企画提案書等の内容を基に必要な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで、地方自治法、青森県財務規則等に基づき締結する。

9 留意事項

- (1) 委託事業の実施に当たっては、契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (2) 委託事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）等を遵守すること。
- (3) 本事業の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報誌等で公開する場合がある。
- (4) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。

10 スケジュール（予定）

- ・令和元年5月10日（金）企画提案募集開始
- ・令和元年5月10日（金）～5月20日（月）17時 質問受付期間
- ・令和元年5月20日（月）17時 参加表明書提出締切
- ・令和元年5月31日（金）17時 企画提案募集締切
- ・令和元年6月 3日（月）～6月7日（金）書面審査
- ・令和元年6月10日（月）審査結果の通知
- ・令和元年6月14日（金）委託契約締結

11 問い合わせ先・応募窓口

青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課 男女共同参画グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1

電話：017-734-9228

FAX：017-734-8050

電子メール：seishonen@pref.aomori.lg.jp

「女性活躍実践支援業務」委託仕様書（案）

1 業務の趣旨

労働力人口が減少する中、県内中小企業等が持続的に発展していくためには、働きたい女性が活躍できる職場づくりの拡大促進と、その職場環境づくりを支えるためのイクボス的マネジメントの普及促進が必要であることから、モデル企業において女性活躍の実践を支援することにより、具体的な実践事例を形成し、県内企業へ波及させていくものである。

2 業務内容

(1) 女性活躍実践の手引き作成

女性活躍に関する具体的実践方法を取りまとめた「女性活躍実践の手引き」を作成する。（A4判、10ページ程度）

- ・まずは、(2)の実践支援で活用していくための暫定版を作成すること。
- ・最終的には、(2)の実践支援における活用状況を踏まえて、必要な見直しを行った上で完成させること。

(2) モデル企業での女性活躍推進実践支援

県が選定するモデル企業5社において、(1)で作成する「女性活躍実践の手引き」を活用して女性活躍推進の取組を支援する。

- ・訪問による取組支援は、1社につき3回実施することとし、モデル企業自らの費用負担による追加の取組支援にも適宜対応すること。
- ・実践支援の内容として、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」の策定・届出、「あおりイクボス宣言企業」の登録及び「あおり働き方改革推進企業」の認証は必ず実施すること。

3 委託の期間

委託契約の期間は、契約を締結した日から令和2年3月19日までとする。

4 業務の対象となる経費

3に掲げる業務を実施する上で、以下に示す必要な経費を計上することができる。

人件費、報償費、会場使用料、通信運搬費、消耗品費、旅費、管理費、消費税、その他必要と認められる経費。

5 作業条件

(1) 受託者は、本業務の実施に当たり、事業計画書を作成し、契約締結後14日以内に委託者に提出し、承認を受けること。

(2) 受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と常に密接な連絡をとり、十分に調整を図ることができる体制を整備すること。

6 成果品（納期）

(1) 女性活躍実践の手引き（令和2年3月19日）

なお、暫定版の納期は令和元年7月31日とする。

(2) 業務実施報告書（令和2年3月19日）

※(1)及び(2)について、紙媒体1部と併せて電子データ（PDF形式）を納品すること。

7 その他

- (1) 本業務委託により発生する著作権、所有権等は、成果品の引渡しを受けた時点で県に移転するとともに、委託事業の成果等は県に帰属する。
- (2) 本業務の実施に当たり、委託者が特に必要と認めた場合は、受託者との協議により、本仕様書の一部を追加及び変更ができるものとする。
- (3) 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。